

特定動物の飼養保管基準について

平成 19 年 6 月の動愛法改正以降、許可施設で飼養保管されていた特定動物による人の殺傷事案が複数発生している。これらの事案について、都道府県等から聴取した内容を基に発生の要因となった事項を特定するとともに、同様の事案の再発を防止するために現行の飼養保管基準（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成 18 年環境省告示第 21 号。以下「施設基準細目」という。）及び特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年環境省告示第 22 号。以下「飼養保管細目」という。）を指す。）を見直す必要性について検討を行った。

また、これまでの特定動物に関する許可や管理状況の点検等の各種課題についても情報収集し、それらの対応について検討した。

なお、特定動物は体のサイズが大きいなど適切な飼養環境の確保が一般個人では困難な場合が多いことから、特定動物の飼養者に関する資格要件を定めることや動物園等の権利を確保する仕組みの構築について長期的な検討課題とすべきとの意見があった。

1. 重大事故事案に関する対応

(1) ヒグマの逸走・死傷事案

事案概要

平成 24 年 4 月、秋田県鹿角市のクマ牧場にて、ヒグマの逸走により施設内で従業員 2 名が死亡、逸走した 6 頭のヒグマが警察の立ち会いのもと猟友会により施設内で射殺処分される事案が発生した。

要因 1

申請者（責任者）が飼養実態を把握しておらず、当該動物の飼養管理を従業員に任せきりとしていた。

対策案

許可時において、飼養管理の責任者を明確にすることや、責任者以外の者が飼養管理する場合について管理体制を明確にすることが必要。

< 施行規則及び申請書様式の変更（案） >

○飼養又は許可の申請（施行規則第 15 条第 2 項、同条第 4 項及び申請書様式）

- ・規則内の「主な取扱者」を「責任者」に変更し、特定動物の飼養管理について責任の所在を明確にする。
- ・「責任者」以外に飼養管理を行う者がいる場合には、その者（委託業者を含む）の名称及び管理体制図を提出させる。
- ・定期保守点検や日々の見回り方法についての「飼養管理計画書」を別途提出させる。

要因 2

繁殖制限措置が適切に行われておらず、飼養施設や体制、人員、資金力に対して過剰な飼養頭数となっていた。また、飼養頭数の把握がずさんで、マイクロチップは未装着であり、また毎年1回の報告は受けていたが、台帳上の記録変更は適切になされていなかった。

対策案

<飼養保管細目への追記（案）>

○繁殖制限措置（飼養保管細目第3条4号）

「みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、繁殖を制限するための適切な措置を講じること」に具体的な手法についての記述を追記する必要があると考えられる。

→修正案

- ・みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、不妊去勢措置や同種雌雄個体の隔離等の繁殖を制限するための適切な措置を講じること

<通達等による法令遵守の徹底>

以下については、現行基準での対応が可能であるため、飼養保管者に改めて認識させるよう自治体への通達や運用マニュアルの作成等を通じて、さらなる法令遵守の徹底を促す。

（参 考）

○マイクロチップ等の装着による個体識別措置

施行規則（平成18年環境省令第1号）第20条第3号において「マイクロチップの装着等による許可を受けていることを明らかにするための措置」が義務付けられている。

○個体数の増減把握と記録保管

飼養保管細目第3条第3号において、個体数の増減については、その都度届出事項となっている。（試験研究用や展示目的の飼養保管であって、台帳の調整と都道府県知事等への増減の報告を毎年行っている場合の例外規定あり。）

○適切な飼養環境管理（飼養環境）の実施

動物取扱業者であれば「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年1月環境省告示第20号）」、展示動物であれば「展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号）」により、適切な飼養管理（飼養環境）について規定している。

要因 3

飼養施設内（檻内）に生じた「雪山」により、ヒグマがこれを登ることで壁面を越えて檻の外に逸走した。

対応案

<飼養保管細目への追記（案）>

○擁壁式施設基準（施設基準細目第1条第2号）

「擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定動物の逸走を容易にする樹木、構造物等がなく、雪や風雨による飛来物等の堆積等により、特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないこと。」

<飼養保管細目への追記（案）>

当該事案では特定動物の逸走の直接的な原因とはならなかったが、当該施設の老朽化や破損等について行政当局から改善するよう指導されており、施設側の対応は、応急処置的なものにとどまっていた。これを含め、以下の規定を導入することにより、施設の安全確認を徹底させる。

○飼養又は保管の方法（飼養保管細目）

以下のように、具体的な記述を追記。

- ・檻の柵のさびや金網の破れ等の経年劣化による飼養施設の破損により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、飼養施設の状況について週1回以上は、確認すること。
- ・屋外における（または屋外に通じる屋根のない等の）擁壁式施設の場合にあっては、雪や風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、飼養施設の状況について一日1回以上は、確認すること。
- ・飼養施設に損傷が認められた場合には速やかに補修すること。

(2) アミメニシキヘビの逸走・死亡事案

事案概要

平成 24 年 4 月、茨城県牛久市のペットショップ施設において、アミメニシキヘビの施設内の逸走により従業員 1 名が死亡。死因は頭部及び右腕への咬傷による失血死と推測されている。

要因 1

飼養施設は、木材と強化ガラスによってできており、構造上は施設の外側から内部が確認できるものであったが、ガラス面が壁側に向けられて配置されていたため、施設の扉を開けなければ中の様子が確認できない状態であった。扉を開けた直後に、アミメニシキヘビによって襲われたものと推測されている。

対策案

<施設基準細目への追記（案）>

○水槽型施設等の基準（施設基準細目第 1 条第 4 号）

・開口部を閉じた状態であっても外部から特定動物の飼養状況が視認できる状態にあること、を追記。

→水槽型施設で飼養保管される特定動物として多いのが毒蛇類であるが、これらの飼養保管をする際の安全対策としても有効な手段と考えられる。

要因 2

通常の点検管理や給餌等は昼間に 2 人で行っているところ、被害者は夜間に 1 人で施設の見回りを行ったため、襲われた際に助けを呼ぶことが出来なかったと推測される。

対策案

飼養管理における檻や施設内へのアプローチは、複数で確認というのが理想だが、個人で飼養保管している場合もあるほか、動物園においては、既に 1 人で作業を行う手順が確立されている場合もあり、むしろ 1 人で作業を行う方が安全であるとの意見もあったことから、規則改正ではなく通達等による注意喚起を行うべき。

なお、施設へのアプローチに際しては、人に慣れている個体であればなおさら注意を払う必要があることについても周知が必要である。

(3) 毒ヘビ類の無許可飼養事案

平成 20 年 7 月東京都渋谷区、平成 24 年 7 月神奈川県相模原市で無許可飼養されていた毒ヘビ類（前者はトウブグリーンマンバ、後者はセイブグリーンマンバ）によって飼養者が咬まれ、これによりその他二桁の無許可の毒ヘビ類（前者は 33 種 50 頭、後者は 14 種 23 頭）の飼養が発覚した事案が発生している。それぞれの飼養者は重傷となったが、死亡することはなかった。なお、前者については、販売元の顧客データから、同じく飼養者が無許可飼養で摘発されている（2 名）。

要因 1

毒ヘビ類は比較的コンパクトな施設で飼養可能であり、無許可の個人飼養が潜在的に存在すると考えられ、極めて対策が困難な事案といえる。

対策案

少なくとも両事案は、動物取扱業者から販売された毒ヘビ類が無許可で飼養保管されており、その後の捜査で顧客リストから別の無許可飼養で摘発されているため、特定動物の販売時において、販売先が特定動物の飼養保管許可を受けているかどうかを確認することによって無許可飼養を防ぐことができると考えられる。

なお、現行法では、取扱業者の遵守基準において、販売等の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行ってはならない旨定められている。

また、取扱業者による特定動物の販売状況について、何らかの形で行政が把握できるようにすべきである。

<動物取扱業者による特定動物販売時における義務の徹底（案）>

○動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目第 6 条 5 号（動物取扱業者の遵守基準）

・特定動物の販売に関しては、事前に相手方が都道府県等により特定動物の飼養許可を得ているかどうかについて聴取し、かつ許可証等により確認をし、無許可が確認された場合にあっては特定動物の取引を行わないことを徹底するよう通知で注意喚起する。

○飼養頭数増減の届出の徹底（飼養保管細目第 3 条第 3 号）

・特定動物の数の増減については、一部の例外を除いて届出が必要となっており、取扱業者に対し販売による数の減少について届出を徹底するよう通知等で注意喚起する。

要因 2

両事案とも飼養管理時（餌やり等）の不注意で咬傷事故を起こしている。

対策案

<飼養保管細目への追記（案）>

→本資料(2)要因 1 の対策案を参照(水槽型施設細目(施設基準細目第 1 条第 4 号)への追記)。

(4) チンパンジーの咬傷事案

事案概要

平成 24 年 9 月、熊本県内の動物展示施設におけるチンパンジーのショーの終了時に、客席間の通路にいた女性研修員に飛び掛り咬傷事故（全治 1 ヶ月の重傷）が発生した。

要因

チンパンジーの当該個体は 10 歳を超えており、施設外でのショーに適さない齢に達していたとの指摘もあり（チンパンジーは 10 歳程度であれば、群生活に適した上下関係を誇示するための行動等を発現するとの見解あり）、観覧者の安全確保等（飼養保管細目第 3 条第 1 号及び第 2 号）について、引き綱をつける等の十分な安全対策が徹底されていなかったことが考えられる。

対策案

< 通達等による法令遵守の徹底 >

特に、動物ショー等の特定飼養施設外で特例的に扱われる動物について、特定飼養施設外で飼養又は保管をする間、取扱者の立ち会いと特定動物の逸走防止措置を講ずる必要があるが、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめ都道府県知事に届け出た場合には、施設外飼養の禁止規定における例外的な取扱いが認められている（飼養保管細目第 3 条第 1 号ただし書き）。本件では、そもそもこの届出がなされていなかったことに加え、仮に届出がなされていたとしても当該特定動物の特性を踏まえると危険防止措置が不十分であったことが考えられることから、届出の受理に当たっては、危険防止措置の妥当性について可能な限り専門的な知識を持つ第三者の意見を求めるなどより厳格な確認を行うとともに、届出受理後には、法第 33 条に基づく立入検査の頻度を上げるなどより通常より強化した監視を行う必要がある。

2. その他の問題点

(1) 治療目的の施設外の扱い

本来的に飛行する猛禽類の場合、長期間にわたり檻の中で飼養していると運動不足やそれに伴う肥満、心身症等により健康を損なった症例が報告されており、これらの治療として飛行を行わせる例がある。これとは別に野生下及び飼育下での事故個体にリハビリ目的で飛行を行わせる例もある。特定動物に指定されている猛禽類も同様で、これらの傷病個体の健康改善のためには、適度な飛行による運動が必要である。

対策案

＜施行規則及び飼養保管細目への追記（案）＞

特定動物なのでそのまま飛ばすことは出来ないが、獣医師による特定動物猛禽類の治療目的（診断書の発行）であれば、必ず足に猛禽用リードや忍縄（おきなわ）を装着し、近隣住民の安全を確保できる範囲に飛行範囲を限定する条件で、施設外の扱いを認める。

○その他飼養保管に関する細目（飼養保管細目第3条1号）

「特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成18年1月環境省告示第21号）第1条第3号に規定する移動用施設への収容、獣医師が治療の必要があるとして診断書によって認められた行為、その他の目的で一時的に特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合であって、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。」

(2) 自治体の判断が困難な事案

①許可にあたり飼養施設の適正な規模等について

特定動物の施設基準の細目には、各種飼養施設の定義や施設細目、適用すべき分類群等が記載されている。しかしながら、同じ指定分類群の中でも、体のサイズや生態・行動が大きく異なるものを含み、また同施設内で多頭飼育する場合もあり、個体の健康維持やみだりな繁殖防止をする上で適正な施設規模や、その管理方法についてそれぞれの対応が多岐に渡るため、飼養許可を担当する自治体での判断が難しい状況といえる。

②飼養施設における電気柵の解釈について

施設基準細目第1条2号「電気柵を設ける場合にあつては、停電時に直ちに作動させることのできる発電機その他の設備が設けられていること。」の解釈について、その他の設備の想定として移動式小型発電機等の補助電源装置を設置しなければならないのならば、その使用が困難な施設がでる。電気柵はあくまでもそれがなければ脱出する恐れが著しく高まるという設備ではなく、補助的なものである。一般に停電時の場合、その施設は使用しない、あるいは室内移動して収容する、というのが通常の行動であり、ただちに電気柵を通電状態にもっていくよりも優先される。

③移動用施設の解釈について

施設基準細目第1条3号「閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収容して運搬可能であること。」の解釈について、空調コンテナによる輸送以外、例えばゾウやキリンの場合、幌等で覆えば二次囲いと解釈できるが、移動用施設つまり輸送箱内の温度調節の為、一定箇所の覆いを被せない場合が想定される。

④逸走・遺棄等の事故対応

本資料1.における重大事故事案や野外で特定動物の逸走・遺棄個体の発見時における対応は、平時の動物愛護行政と異なり、近隣住民や担当職員の生命・身体の損害が危惧されるため対応が大きく異なり、捕殺等の可能性を含め、当該動物の専門家等及び警察との連携が求められるが、種によってはその判断は困難な状況となる。

対策案

<特定動物飼養保管に関するガイドライン作成の検討>

特定動物は、国内外の約650種の野生動物種で構成されており、その生態や特性、取扱い、適正な施設等に関して、種に応じて対応が多岐に渡る。このため、自治体における各細目の解釈や運用、許可を受ける飼養者への普及啓発等に役立つよう以下の項目を含むガイドラインの作成を検討する。

◆特定動物飼養管理に関するガイドライン（素案）

- ・特定動物飼養許可にあたる基本的な考え方
- ・分類群別の適正な施設要件と規模
- ・特定飼養施設の適正な管理
- ・例外規定の適正な範囲
- ・逸走・遺棄等の事故対応
- ・動物専門家の助言等の必要性

＜特定動物に関する自治体講習会の実施＞

環境省が自治体職員向けの講習を実施する。講習では、特定動物に関する専門家等を講師に招き、具体的な事例を踏まえつつ、その考え方や適用方法等について解説し、特定動物制度に関わる自治体職員のスキル向上を図る。